

令和5年5月8日

保護者 様

長岡商業高等学校長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、下記のとおり対応してまいりますのでご協力をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症罹患による出席停止について

(1) 出席停止の期間

「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」が出席停止の基準になります。

※無症状の感染者（検査キット等で陽性が判明）に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。

〈例〉	5/17から登校可能						5/19から登校可能									
	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								発症								
				0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快											症状軽快		

(2) 登校再開について

療養期間を経て登校するにあたり、保護者が記入した「療養解除届」を担任へ提出してください。なお、発症から10日を経過するまで、マスクの着用をお願いします。

2 臨時休業の対応について

(1) 欠席率10%、罹患率30%を目途として判断し、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖）の期間は最短3日間（土日祝日も含む）とします。

3 濃厚接触者の特定等について

(1) 濃厚接触者の特定は行わないことから、同居家族が罹患したり、罹患した者と飲食を共にした場合であっても登校の自粛を求めません。

ただし、感染の不安があり登校を控えたい場合は、保護者より担任へご相談ください。状況を聞き取る中で出席停止の対象とするか判断させていただきます。

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、自宅で休養するようお願いいたします。（欠席扱い）

なお、感染症の分類がインフルエンザと同等になることから、医療機関での検査や検査キット等により陽性であった場合は「出席停止」として対応します。

4 部活動に係る留意点について

(1) 感染症対策について

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、参加を自粛願います。
- ・適切に換気を行い、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを推奨します。

(2) 地域や学校において感染流行時の感染症対策について

- ・顧問等がマスクを着用する又は生徒にマスクの着用を求めます。
- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。
- ・大会等の参加にあたり移動、食事及び宿泊時等において感染対策に留意します。
- ・練習試合や合同練習等を計画する場合、校長が地域の感染状況等を踏まえ実施の有無を判断します。

(3) その他

- ・活動に当たり、各競技団体や各文化団体等から感染防止ガイドライン等が示されている場合、また大会等の参加に当たり、主催者から感染防止ガイドライン等が示されている場合はその指示に従います。

★学校が臨時休業となった場合の生徒の対応について(R3.8.27県通知)

1 進路指導が必要な生徒への対応

陽性となった生徒及び、検査対象となり自宅待機を指示されている生徒を除き、個別に登校させ指導することができる。

なお、臨時休業期間中に就職や進学に係る試験等を受ける場合は、試験等の実施主体の指示に従うこと。

2 資格取得に係る検定等の受検を希望する生徒への対応

陽性となった生徒及び、検査対象となり自宅待機を指示されている生徒を除き受検させることができる。

なお、臨時休業中の学校を会場とする場合は事前に保健体育課と協議すること。

3 部活動の大会、コンクール、発表会（以下、大会等）への参加を希望する生徒への対応

陽性となった生徒及び、検査対象となり自宅待機を指示されている生徒を除き大会等の参加規程により参加が認められる場合には参加させることができる。

ただし、参加する場合は保健体育課に報告すること。

なお、適用する大会等は、高体連、高野連、高文連、競技団体、文化団体が主催する、県、ブロック、全国規模の大会及び、それらの大会等の予選会に限る。

<問い合わせ先>

教頭 川上 史人

学校代表 0258-35-1502